**資料１**

**「所沢市市民医療センター医療情報システム一式」**

**公募型プロポーザル実施要領**

**令和７年２月**

**所沢市市民医療センター**

目　　次

[１ 目的 1](#_Toc190713866)

[２ 概要 1](#_Toc190713867)

[３ 参加資格 1](#_Toc190713868)

[４ 参加資格確認申請手続 3](#_Toc190713869)

[５ 質問と回答 4](#_Toc190713870)

[６ 説明会 4](#_Toc190713871)

[７ プレゼンテーションの日時、提出期限及び場所等 4](#_Toc190713872)

[８ プレゼンテーションの実施 5](#_Toc190713873)

[９ 優先交渉権者等の選定に関する事項 5](#_Toc190713874)

[１０ 契約関係 5](#_Toc190713875)

[１１ その他留意事項 5](#_Toc190713876)

# 目的

この要領は、医療情報システム更新にあたり、限られた予算の中で民間事業者の豊富な技術・ノウハウを背景に、よりコストパフォーマンスの優れた提案を得るため、システム開発から運用・保守まで（７年間）の業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選定し、決定するのに必要な手続き等を定めたものである。

# 概要

###### 案件名

所沢市市民医療センター医療情報システム一式

###### 調達案件の仕様等

別紙、調達仕様書による

###### 納入場所

埼玉県所沢市上安松1224番地の1

所沢市市民医療センター

###### 納入期間

契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで

※　調達に係る履行期間

###### 使用予定期間

令和８年４月１日（水）から令和１５年３月３１日（木）まで

###### 初期費用見積限度額（消費税相当額を含む金額）

金　306,900,000　円

ただし、この金額は、初期費用に係る金額であり、保守に関する金額は除くものである。

また、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

保守に係る評価基準額は設けないが、評価対象となることを留意すること。

###### 発注者及び事務局

①発注者　所沢市長　小野塚　勝俊

②事務局　所沢市市民医療センター事務部総務課　システム調達担当

住所 〒359-0025　埼玉県所沢市大字上安松１２２４番地の１

℡ 04-2992-1151

Fax 04-2998-5941

メール b9921151@city.tokorozawa.lg.jp

# 参加資格

単体の企業又は共同企業体で次に該当するものであること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

次の(ｱ)から(ｷ)までのいずれにも該当しない者であること。

成年被後見人

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

破産者で復権を得ない者

契約事務取扱規程第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条に定める暴力団員等、暴力団員等の配偶者（暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

この公告の日までに病床数４０床以上の総合病院において、電子カルテシステムを含めた本業務と同種同規模の総合的な情報システムの納品に係る契約を締結し、稼働実績を１年以上有すること。

過去に病床数４０床以上の病院において、本業務と同種同規模の総合的な情報システムの導入業務の総括業務責任者（プロジェクトマネージャー）として従事した経験を有するものを雇用し、本業務に１名以上の者を従事させることができること。

個人情報保護に関する方針及び規定が定められていること。

所沢市の入札参加停止措置を受けていないこと。

# 参加資格確認申請手続

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次により、参加資格申請書兼誓約書及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

###### 実施要領等の交付

交付期間

令和７年２月1９日（水）から同年３月７日（金）の午後5時まで。（休日等を除く）

交付方法

所沢市市民医療センターのホームページ

###### 申請書類の提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、申請書類を下記、提出期間中に提出しなければならない。

提出期間

令和７年２月１９日（水）から同年３月７日（金）まで（休日等を除く）の午前9時30分から午後5時まで

提出場所

埼玉県所沢市上安松1224番地の1（３５９－００２５）

所沢市市民医療センター 所沢市市民医療センター様　システム調達担当

Tel ０４-２９９２-１１５１（代） Fax ０４-２９９８-５９４１（代）

提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留にて期限内に必着すること。

###### 提出書類

参加資格申請書兼誓約書（様式１－１）

稼働実績届出書（様式１－２）

配置予定者届出書（総括責任者）（様式１－３）及び資格等の写し

配置予定者届出書（グループ責任者）（様式１－４）

提案価格書（様式１－６）

委任状（様式１－７）

###### プロポーザル参加資格の結果通知

プロポーザル参加資格の結果通知は、令和７年３月１０日（月）に電子メールにより通知する。

###### 提出に要する費用等

申請書類の作成費用及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
なお、提出された申請書類は返却しない。

###### 参加辞退

資格審査結果通知後、以降の参加を辞退する場合は辞退届（様式１－８）を提出すること。

# 質問と回答

###### 質問受付期間

令和７年２月１９日（水）から同年２月２６日（水）まで（休日等を除く）の午前9時30分から午後5時まで。

###### 質問方法

別添「質問用紙」（様式１－９）により、「２　概要」の「（７）\_②事務局」に記載のメールアドレスに、電子メールにより送付すること。

###### 質問に対する回答

各事業者からの質問を全てまとめて、参加が認められた全事業者に、電子メールにより令和７年２月２８日（金）午後5時30分までに回答する。

# 説明会

説明会は実施しない。

ホームページに公開した実施要領等を熟読した上で、質問があれば「５　質問と回答」のとおり、質問を行うこと。

# プレゼンテーションの日時、提出期限及び場所等

###### （１）書類提出期限

###### 令和７年３月１４日（金）　午後５時まで

（２）プレゼンテーション日時

　令和７年３月２１日（金）　午後2時～

###### （３）場　所

所沢市市民医療センター　2階　第一会議室

###### （４）提出書類

提案価格書（様式１－６）

提案書

提案書概要版

提案見積書

付属資料

上記の提出書類のうち、②～⑤の提案書等については、「提案書等作成要領」（資料４）に基づき必要部数を提出期限（３月1４日（金））までに提出すること

# プレゼンテーションの実施

提出のあった提案書等に基づき令和７年３月２１日（金）にプレゼンテーションを実施する。

なお、プレゼンテーションには、必ず総括業務責任者が出席すること。

# 優先交渉権者等の選定に関する事項

優先交渉権者等の選定は、以下の選定委員会による。

###### 評価委員会における意見聴取

選定委員会の委員は、所沢市市民医療センター職員７名にて構成する。

委員の構成について、各部門の科長級以上の構成としている。

###### 優先交渉権者等の決定方法

優先交渉権者等の決定にあたっては、「業者選定基準」（資料２）に基づき、提案内容の評価に提案価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

###### 結果の公表について

令和７年３月２６日（水）頃に結果に関する通知を送付する。

# 契約関係

（１）市長は選定委員会が特定した優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点交渉権者を契約候補者とする。

（２）企画提案書に記載された事項は、別紙調達仕様書と合わせて、発注時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると当センターが判断した場合は、当センターと提案事業者との協議により項目の追加、変更または削除、発注金額等の変更を行うことがある。

（３）契約締結日は、令和７年３月３１日（月）とする。

# その他留意事項

###### 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用等は、すべて参加者の負担とする。

###### 提出書類は返却しない。なお、本市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。

###### 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、所沢市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

###### 本市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

###### 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加者は、　　　応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

###### 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。

###### 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。

###### 「３参加資格」の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された提案書等は無効となる。

###### 本案件における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。

###### 受注者は、本市が別途、業務委託するコンサルティング会社との協議、協力の上、業務を行うこと。

###### 本実施要領に記載のない事項については、本市の指示によるものとする。